

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第178号
委託業務名称	令和5年度シルクのまちづくり市区町村協議会事業運営業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	令和5年10月13日(金)、14日(土)に開催する「シルクのまちづくり市区町村協議会」事業にかかる下記の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画、運営、広報 ・参加者の選定、参加案内 ・事業の進捗管理、事業当日の運営 ・会計処理 ・その他、事業実施にかかる調整
履行期間	令和5年9月2日 から 令和6年3月29日
契約年月日	令和5年9月1日
契約額(税込)	960,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市祇園町871番地 [商号又は名称] 浜縮緬工業協同組合 理事長 吉田 和生
契約相手方の選定理由	「浜ちりめん」の事業者で構成され、シルク産業の現状や課題を深く理解している「浜縮緬工業協同組合」に当協議会の研修会事業を業務委託することにより、同組合で培われたノウハウやネットワークを生かし、他産地の事業者とのスムーズな連絡・調整や、参加者のニーズに沿った事業の企画・運営を行うことが、最も効果的な事業遂行につながり、地場産業の振興を図ることができると考えられるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>